

私立保育園の認定こども園の認可申請（移行）について

1 認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設です。保護者が働いている・いないに関わらず利用可能です。

認定こども園には4類型あり、現在、市内民間園には幼保連携型認定こども園6園、地方裁量型認定こども園1園、保育所型認定こども園2園の合計9園あります。

また、令和4年度から公立保育園全園（16園）が認可保育所から保育所型認定こども園に移行しました。

※裏面：認定こども園4類型の比較 参照

2 保育所型認定こども園への移行について

(1) 開設（移行）年月日 令和5年4月1日

(2) 施設一覧

No.	施設名	住所	備考
1	飯田仏教保育園	飯田市箕瀬町1丁目2453	
2	飯田中央保育園	飯田市中心通り2丁目9	
3	伊賀良保育園	飯田市大瀬木1103	
4	育良保育園	飯田市北方130	
5	高松保育園	飯田市上郷黒田236	
6	千代保育園	飯田市千代932-5	
7	上郷なかよし保育園	飯田市上郷飯沼2000-1	

3 幼保連携型認定こども園への移行について

(1) 開設（移行）年月日 令和5年4月1日

(2) 施設一覧

No.	施設名	住所	備考
1	風越保育園	飯田市丸山町2丁目6728	
2	羽場保育園	飯田市白山通り3丁目351-2	





4 市意見書について

上記の9園から提出のありました認可申請書に対し、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会（飯田市版子ども・子育て会議）委員の皆様よりご意見等伺い、飯田市からの意見書を添付して長野県に提出します。（意見書【案】：当日配布。）

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事 する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法入立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。